

株主が取得した株式を年内に譲渡等をした場合

(株式取得時の優遇措置の適用がなくなる)

目次

1. 株式取得時の優遇措置を受けるための要件
2. 株式売却時の優遇措置を受けるための要件
3. 株式異動状況明細書の作成と交付
4. 投資契約書の約束事項の記載

1. 株式取得時の優遇措置を受けるための要件

株式取得時のエンジェル税制の優遇措置（優遇措置 A もしくは B）を受けるためには、株主がベンチャー企業に投資した株式を同じ年の 12 月 31 日時点においても保有し続けている必要があります。

したがって、12 月 31 日までに取得した株式を譲渡や贈与してしまいますと、株式取得時のエンジェル税制の優遇措置を受けることができなくなります。

なお、株式を取得した「翌年以降」に当該株式を譲渡や贈与をしても、株主は株式取得時のエンジェル税制の優遇措置を受けることができます。

2. 株式売却時の優遇措置を受けるための要件

ただし、株式売却時の優遇措置には株式の保有期間の制限はありませんので、株式を取得した同一年の 12 月 31 日までに当該株式を売却した場合でも売却時の優遇措置を受けることは可能です。

株式を取得した同一年の 12 月 31 日まで株式を保有し続ければ株式取得時の優遇措置を受けられ、12 月 31 日までに株式を譲渡すれば株式取得時の優遇措置を受けられなくなる代わりに株式売却時の優遇措置を受けることができます。

3. 株式異動状況明細書の作成と交付

株主が取得した株式を同一年の 12 月 31 日において保有しているか、もしくは譲渡や贈与してしまったのかを明らかにする書類が様式集（令和 2 年 4 月改定）の参考 6 にある「株式移動状況明細書」です。

株主は株式の異動があった場合、その異動状況を企業に報告し、企業はこれを受けて「株式異動状況明細書」を作成して株主に交付します。

株主は「株式異動状況明細書」を税務署に提出し、株式取得時の優遇措置を受けるのか、もしくは株式売却時の優遇措置を受けるのかを税務署に明らかにします。

4. 投資契約書の約束事項の記載

様式集（令和2年4月改定）の参考10にある「株式投資契約書」の第4条（株主の会社に対し約束する事項）の第3項では、株主が株式取得時以降に株式の異動がある場合、異動状況を企業に報告することについて株主が企業に約束することを求めています。

同様に、株式投資契約書の第5条（会社の株主に対し約束する事項）第5項では、株主の求めに応じて企業が「株式異動状況明細書」を作成し、これを株主に交付することについて企業が株主に約束することを求めています。